

# 町からののお知らせ



## 議会報告会（意見交換会）の実施について

興部町議会では、信頼される・開かれた議会活動の一環として、町民の皆様との意見交換を行うため、議会報告会（意見交換会）を開催いたします。議会活動への意見、町政への提言などを聴く貴重な機会として開催させていただきますので、たくさんの町民の皆様のご参加をお願いいたします。

### 1. 開催日時・場所

- 平成26年4月22日（火） 14:00～ 興部町中央公民館
- 平成26年4月23日（水） 14:00～ 沙留公民館

### 2. 報告会（意見交換会）の内容

議会報告として、平成25年度の議会活動の概要、平成26年3月定例会（予算に関する議決概要等）の報告し、その後、町民の皆様との意見交換会を行ないます。

### 3. 主催 興部町議会

## 公衆浴場 営業日の変更のお知らせ

公衆浴場の営業日について、次のとおり4月～10月期の営業日となりますので、お知らせ致します。確認の上、ご利用ください。

【興部町公衆浴場】

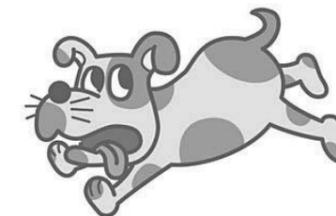
期間	営業時間	定休日
4月～10月	午後5時～午後9時	日曜日
11月～3月		火曜日・木曜日・日曜日

※ご不明な点は、興部町公衆浴場指定管理者 興部環境事業組合  
（担当窓口 Tel82-2015 長坂）までお問い合わせください。

## 畜犬取締り及び野犬掃とうの実施について

興部町畜犬取締り及び野犬掃とう条例第6条第2項の規定に基づき、次のとおり畜犬取締り及び野犬掃とうを実施いたします。

- <実施期間> 平成26年4月1日より平成26年9月30日
- <実施区域> 興部町全域
- <実施方法> 捕獲等
- <その他> ①放し飼いは厳禁です。



犬を飼育している場合は登録・予防注射を実施のうえ、檻にいれるか2メートル以内の丈夫な綱・鎖でつないでください。放し飼いの犬は、積極的に駆除していきます。飼い犬が放れた場合は、必ず役場まで連絡願います。また、他人にとって狂暴に見える放し飼いの犬のために、住民からの苦情が数多く寄せられています。

### ②犬・猫のフンは必ず始末してください。

「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」により、他人へ迷惑をかける飼い方も飼い主の責務となっております。条例を守られなかった場合、勧告、措置命令、罰則等が適用されます。

袋を持って散歩させるのも飼い主のマナーです。

### ③マナーを心得てください。

犬のしつこい鳴き声は、もしかしたら各種ストレスによるものかも知れません。

他人に迷惑を掛けないように、飼育上のマナーを常に考えましょう。

（住民課 住民環境係）

## 無責任なエサやりは絶対にやめましょう

最近、キツネ・カラス・猫等に関する苦情がふえています。

可哀そうだからといって安易にエサを与え、食べ残しやフンなどで迷惑とを感じる方もいて、多くが近所のトラブルの原因になっています。動物をかわいがるだけでなく、動物による人への危害や周辺の迷惑を防止することを目的として「動物の保護及び管理に関する法律」が定められています。

**野良猫等を見ても絶対にエサを与えない**ようにしてください。

（住民課 住民環境係）

## ご利用ください、町の制度

### 重度身体障害者に対するハイヤー料金の助成制度

町では、平成26年度も重度身体障害者等の方に対して、ハイヤー料金の助成をしております。制度につきましては、以下のとおりです。

**主 旨** ◎興部町では、身体障害者の生活圏の拡大と社会参加の促進を目的に、町内に事業所を有するハイヤーを利用した場合のハイヤー料金を助成いたします。

**対象者** ◎町内に住所を有し、次に該当する障害で身体障害者手帳の交付を受けている方。  
・下肢障害（1級～2級）  
・体幹障害（ 〃 ）  
・視覚障害（ 〃 ）  
・心臓機能障害（1級～3級）  
◎上記の障害者本人によるハイヤーの利用が困難な場合、障害者に代わってハイヤー利用が必要な同居の家族の方。

**助成額** ◎住んでいる地区に応じて、助成券の枚数を年間36枚、54枚、90枚の3種類に別けて交付します。ただし、年度途中での交付につきましては月割りの枚数となります。（助成券1枚はハイヤー基本料金相当額です。）  
◎助成券は、1度に何枚使用してもかまいません。

**申 請** ◎福祉保健課（福祉保健総合センター「きらり」内、または沙留出張所まで）

※詳しくは、福祉保健課社会福祉係（福祉保健総合センター「きらり」TEL82-4120）へお問い合わせください。

今まで利用されていた方（平成25年4月1日～平成26年3月31日）につきましても新規の申請となりますので申請の程お願いいたします。

## 紋別保健所からのお知らせ

指定薬物の所持・購入・譲渡・使用は薬事法で禁止されています。

（平成26年4月1日施行）

違反した場合には、3年以下の懲役や300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとしたこと。

違法ドラッグは買わない！使わない！かかわらない！

使用すると呼吸困難を起こしたり、死亡したり、異常を起こして他人に危害を加えたり、重篤な後遺症が残るなど、麻薬、覚せい剤と同じか、それ以上の恐ろしさをもっています。

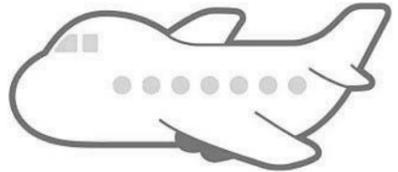
お問い合わせ先：北海道紋別保健所（TEL0158-23-3108）

## オホーツク紋別空港 東京直行便 住民旅行補助のお知らせ

オホーツク紋別空港利用・整備促進期成会では、東京直行便通年運行確保のため、オホーツク紋別空港から東京羽田空港への直行便を利用した町民に対して、住民旅行補助を実施いたしますのでお知らせいたします。

補助対象期間 平成26年4月1日～【千歳空港経由便運航期間は除きます】  
補助対象者 興部町の住民  
補助内容 片道又は往復ご利用の方  
住民旅行補助（1名分の補助額）  
片道 5千円 往復 1万円

※補助対象外 ・公務による出張 ・特典無料航空券



### ●申請手続き

- 補助金の申請については、搭乗日から60日以内にオホーツク紋別空港ビル2F 事務所・(株)紋別振興公社旅行センター（紋別市幸町5丁目 バスターミナル内）・役場企画財政課（2F）のいずれかで手続きをしてください。
- 申請は、搭乗後の事後精算となります。
- 申請場所によって必要書類や支給方法が異なりますので、下表を参照願います。

申請場所	必要書類など	支給方法
オホーツク紋別空港2F事務所 又は (株)紋別振興公社旅行センター	①搭乗された方の搭乗券 （片道もしくは往復分） ②搭乗された方の運転免許証など住所のわかるもの ③印鑑	現金
興部町役場 企画財政課（2F）	①搭乗された方の搭乗券 （片道もしくは往復分） ②搭乗された方の運転免許証など住所のわかるもの ③印鑑 ④希望する振込先金融機関名などのわかるもの（郵便局除く）	口座振込

※ご不明な点がございましたら、企画財政課 地域振興係（TEL82-2131内線322）までお問い合わせください。

## 4月の予防接種・健診等日程

### 1. 4月に実施する検診等事業

事業名	期 日	受付時間	会 場
1歳6ヶ月児 3歳児健康診査	4月24日(木)	12:30~15:30	福祉保健総合センター 「きらり」

※対象となるお子さんのいるご家庭へは、近くになりましたらご案内をお送りいたします。

### 2. 乳幼児の「定期の予防接種」に係る実施日・受付方法の変更について

平成26年4月より、実施日並びに受付方法が下記のとおり変更となっておりますので、接種に当たっては計画を立ててお申込みをしてください。

- ・実施日 毎週水曜日(全てのワクチンが接種できます。)  
\*祝祭日は実施いたしません。
- ・実施時間 14:30 ~ 16:30
- ・実施方法 20名程度
- ・受付方法 予約制といたしますので、接種希望日の1週間前までに国保病院窓口または電話での予約が必要となります。
- ・予約申込先 興部町国民健康保険病院(Tel 82-2310)

### 3. 予防接種について

#### (1) 乳幼児の定期の予防接種について

定期の予防接種とは、予防接種法に基づき市町村が実施するもので、接種は努力義務となります。

- ①三種混合、四種混合、麻しん風しん混合、BCG、不活化ポリオ、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの個別接種

予防接種の種類及び対象月例	<p>【三種混合ワクチン(ジフテリア・百日咳・破傷風)】 ○対象~3ヶ月以上90ヶ月未満(7歳6ヶ月) 注:いずれか1疾病もしくは2疾病に罹患している方も混合ワクチンの接種対象となります。 ※三種混合ワクチン同士の接種間隔は以下記載の「接種間隔」をご覧ください。</p> <p>【四種混合ワクチン(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)】 ○対象~3ヶ月以上90ヶ月未満(7歳6ヶ月) ※四種混合ワクチン同士の接種間隔は以下記載の「接種間隔」をご覧ください。 ※これまでに三種混合ワクチン及びポリオワクチンの接種をいずれも行っていない児童が対象。いずれかを接種している場合は、三種混合ワクチン・不活化ポリオワクチンの接種を行う</p> <p>【麻しん風しん混合ワクチン第1期】 ○対象~12ヶ月以上24ヶ月未満(期間内1回接種) ○条件~麻しんワクチン及び風しんワクチンをどちらも接種していない方 注:いずれか1疾病に罹患している方も混合ワクチンの接種対象となります。</p>
---------------	--

#### 【麻しん風しん混合ワクチン第2期】

- 対象~5歳以上7歳未満(小学校就学前の1年間)(期間内1回接種)  
\*小学校就学前の1年間
- 条件~下記①~③のいずれかに該当する方
- ①過去に麻しんワクチン及び風しんワクチンをどちらも接種していない方  
②過去に麻しんワクチン及び風しんワクチンを両方とも接種している方  
③過去に麻しんワクチンまたは風しんワクチンのどちらか1つを接種している方  
注:いずれか1疾病に罹患している方も混合ワクチンの接種対象となります。

#### 【BCG ワクチン】

- 対象~1歳未満(標準接種期間は5ヵ月以上8ヶ月未満)(期間内1回接種)

#### 【不活化ポリオワクチン】

- 対象~3ヶ月以上90ヶ月(7歳6ヶ月)  
ポリオワクチンと三種混合ワクチンが未接種の方は、原則として四種混合ワクチンを接種しますが、単独の不活化ポリオワクチンと三種混合ワクチンを選択することも可能です。

#### 【ヒブワクチン】

- 対象~生後2ヶ月以上5歳未満  
\*接種開始月齢によって接種回数異なります。
- ①接種開始月齢が2ヶ月以上7ヶ月未満  
初回免疫:4~8週間の間隔をあけて3回接種  
追加免疫:初回免疫終了後、7ヶ月~13ヶ月の間に1回接種
- ②接種開始月齢が7ヶ月以上12ヶ月未満  
初回免疫:4~8週間の間隔をあけて2回接種  
追加免疫:初回免疫終了後、7ヶ月~13ヶ月の間に1回接種
- ③接種開始月齢が生後12ヶ月以上5歳未満 1回の接種のみ

#### 【小児用肺炎球菌ワクチン】

- 対象~生後2ヶ月以上5歳未満  
\*接種開始月齢によって接種回数異なります。
- ①接種開始月齢が2ヶ月以上7ヶ月未満  
初回免疫:4週(27日)以上の間隔をあけて3回接種  
\*3回目の接種は1歳未満までに終了する。  
追加免疫:初回免疫終了後60日以上の間隔をあけて1回接種  
\*追加接種は、おおむね1歳以上1歳3ヶ月の間に接種
- ②接種開始月齢が7ヶ月以上12ヶ月未満  
初回免疫:4週(27日)以上の間隔をあけて2回接種  
追加免疫:初回免疫終了後60日以上の間隔をあけて1回接種  
\*追加接種は、おおむね1歳以降に接種
- ③接種開始月齢が12ヶ月以上24ヶ月未満  
60日以上の間隔をあけて2回接種
- ④接種開始月齢が24ヶ月以上5歳未満 1回のみ接種

接種間隔	<p>☆27日以上あけるもの（生ワクチン）～BCG・麻しん風しん混合・水痘おたふくかぜなど</p> <p>◆これらを接種した場合は、次の予防接種までの間隔を必ず27日以上あけましょう。（接種した次の日から数え、まる27日間あける）</p> <p>例～1日にBCGを受けた場合、29日から接種可能です。</p> <p>☆6日以上あけるもの（不活化ワクチン）～三種混合・四種混合・不活化ポリオ・ヒブ・小児用肺炎球菌・インフルエンザワクチン）</p> <p>◆これらを接種した場合は、次の予防接種までの間隔を必ず6日以上あけましょう。但し、三種混合・四種混合・ポリオワクチンの第1期初回接種（最初の3回）は20日～56日の間隔をあけて接種しましょう。また、第1期の追加接種（4回目）は1期の3回目を接種した後、12ヶ月以上18ヶ月の間で接種しましょう。</p> <p>なお、発熱等の予防接種不相当要因により、第1期初回接種（最初の3回）を20日～56日の間隔で接種できない方については、その要因が解消された後、すみやかに受けましょう。</p>
予防接種を受けることが出来ない人	<p>次のような症状の人は予防接種を受けることができないので注意してください</p> <p>①明らかに発熱のある人（会場測定で37.5℃を超える場合）</p> <p>②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人</p> <p>③受ける予定の予防接種液に含まれる成分でアナフィラキシー（アレルギー反応）を起こしたことがある人</p> <p>④その他、医師が不適當な状態と判断した人</p>

(2) その他の「任意の予防接種」について

任意の予防接種とは、定期の予防接種以外の予防接種で、必要に応じ個人の責任において実施するものです。

○肺炎球菌（23価）ワクチン予防接種（対象：65歳以上の町民）

※上記の接種は、予め国民健康保険病院への予約が必要です。

(3) 予防接種についてのお問い合わせ

○興部町福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課健康推進係（TEL82-4170）

○興部町国民健康保険病院（TEL82-2310）

4. 広域紋別病院精神科巡回診療について

興部町での診療日程は下記のとおりです。原則、予約が必要となりますので、診察を希望される方は事前に電話等により、直接広域紋別病院へお申込みください。

(1) 対象者 ころこの健康に関してお困りで医療機関への通院が困難な方

(2) 巡回日程 原則毎月1回（水曜日）

実施場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月
興部町福祉保健総合センター「きらり」内診察室	2日（水） 14:00～	7日（水） 14:00～	4日（水） 14:00～	9日（水） 14:00～	6日（水） 14:00～	3日（水） 14:00～

(3) 費用・支払方法 保険診療となりますので、必ず保険証を持参してください。診療費は後日ご自宅に送付する納入通知書により最寄の金融機関又は直接広域紋別病院会計窓口でお支払ください。

また、次のものをお持ちの方は併せて持参してください。

\* 広域紋別病院の診察券

\* 自立支援医療（精神通院医療）の受給者証及び管理票

\* 他の公費負担受給者証

(4) 予約受付時間 月曜日から金曜日まで 14:00～17:00  
（診療日の前週の金曜日まで）

(5) 予約申込先 広域紋別病院（〒094-8709 紋別市緑町5丁目6番8号）  
TEL0158-24-3111

**し尿処理手数料改正のお知らせ**

平成26年7月1日より、し尿処理手数料が次のように改正されます。

現 行 10ℓ当たり 60円



改 正 10ℓ当たり 90円

なお、上記手数料には、平成26年4月1日より消費税8%が加算されます。

【西紋別地区環境衛生施設組合】TEL0158-82-2924

**平成26年4月1日で**  
**町内・町民の**  
**交通死亡事故ゼロ2420日**  
**スピードダウンとシートベルトの全席着用**

